

令和5年度

決算審査意見書

茨城県南水道企業団監査委員



県南水監発第6号

令和6年6月12日

茨城県南水道企業団

企業長 佐々木喜章様

茨城県南水道企業団

監査委員 石橋大輔



監査委員 船川京子



令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の審査意見について

茨城県南水道企業団監査基準に基づき、審査に付された令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の審査結果について、次のとおりその意見を提出します。



# 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算審査意見

## 1. 監査等の種類

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査

## 2. 審査の対象

- (1) 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算
- (2) 令和5年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算に関する報告書、財務諸表及びその他決算附属書類

## 3. 審査の着眼点

当企業団の水道事業の運営が、地方公営企業法第30条の趣旨に従っており、決算その他報告書類が法令に適合し、かつ正確であることを主眼として審査を実施した。

## 4. 審査の実施内容

この決算審査に当たっては、企業長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうかを検証するため、事務所長以下関係職員の出席のもと、決算の概要について説明を受けるとともに、確認、質問、会計帳簿・証拠書類との照合等の手法により、効果的かつ効率的に通常実施すべき審査を実施した。

## 5. 審査の概要

- (1) 審査日 令和6年6月4日(火)
- (2) 実施場所 茨城県南水道企業団事務所北棟3階大会議室

## 6. 審査の結果

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認める。

### (1) 総括事項

当企業団の収支状況は、総収益が 6,690,631,874 円に対し、総費用は 5,594,631,252 円であり、1,096,000,622 円の純利益が生じており、前年度と比較すると 130,487,141 円の増益となっている。

収入については、前年度 4 月分の水道料金が主に改定前の水準による収益であったことが影響し、給水収益は 23,065,850 円の増となっているが、有収水量は減少しており、今後の水道料金の減収が懸念される。また、給水収益以外においては、前年度に過去の経理における是正措置を講じた過年度損益修正益が 36,344,241 円の減となる一方、新たな宅地造成や共同住宅が増加したことで給水加入金が 74,236,364 円の増、その他補助金が 12,030,000 円の増となるなど、総収益としては、78,731,607 円の増となっている。

支出については、戸頭配水場更新に伴う旧公団系建屋の解体、また、戸頭配水場 1 系ポンプ電気機械設備を更新したことで固定資産除却費が 154,962,893 円の増、老朽化施設などの更新及び耐震化を進めている影響で減価償却費が 43,621,611 円の増、企業債利息が 16,667,535 円の増となる一方、前年度に過去の経理における是正措置を講じた過年度損益修正損が 184,851,153 円の減、維持修繕に係る費用が減少したことにより修繕費が 64,511,978 円の減、国による電気・ガス価格激変緩和対策事業として電気料金の軽減措置が講じられた動力費が 33,895,255 円の減となるなど、総費用としては、51,755,534 円の減となっている。

財務状況については、主要な財務指標をみると、短期的な債務に対する支払い能力を表す流動比率は 546.9%（前年度 522.0%）と引き続き良好な水準を維持しており、類似団体の平均を大きく上回っていることから、支払い能力に問題はないと判断できる。一方、収益性を示す指標については、営業収支比率が 113.1% となり、前年度からは減少したものの、引き続き良好な水準を維持している。

経営指標については、老朽化の状況に関する指標をみると、更新した管路延長の割合を示す管路更新率は 0.77 ポイント減の 0.96% となったものの、当企業団が目標としている年間管路更新率 1.0% を概ね達成している。しかしながら、法定耐用年数を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は 0.31 ポイント増の

24.29%となり、更新した管路延長を上回る速度で老朽化が進行している。

供給単価と給水原価の状況については、給水収益が増加したことや年間総有収水量が減少したことで供給単価は 253 円 95 銭（前年度 249 円 92 銭）と 4 円 3 銭の増、経常費用が増加したことや年間総有収水量が減少したことで給水原価は 224 円 52 銭（前年度 216 円 68 銭）と 7 円 84 銭の増となった。そのため、料金回収率は 2.23 ポイント減の 113.11%となったものの 100%を上回っており、事業運営に必要な経費を給水収益で賄うことができている。

## (2) 審査意見

- ア 供給単価と給水原価については、水道供給に必要な経費を料金収入で賄えている数値となっており、資産を適切に維持していくための投資額が確保できている。今後も安心・安全な水を安定して利用者へ供給できるよう、引き続き適正な事業運営に努められたい。
- イ 水道事業の効率性を示す有収率については、0.68 ポイント減の 93.33%となったものの、他の事業体と比較しても非常に良好な水準となっている。今後も効率的な運営を維持できるよう、引き続き、漏水対策及び水質管理体制の強化に努められたい。
- ウ 平成 29 年度以降、継続的に多額の起債をおこなっていることから、企業債残高は 8,668,387,536 円と年々増加している。施設の更新においては、不足する財源を補うために企業債を活用してきたところであるが、企業債償還元金及び支払利息の支出は今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想されることから、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、今後も計画的な活用を図られたい。
- エ 給水区域内人口は年々減少傾向にあり、今後も更なる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれている。また、近年の物価高騰の影響で全体的に経費が上昇傾向にあり、水道事業を取り巻く環境は一層厳しくなっていくものと予想される。このような厳しい事業環境の中ではあるが、喫緊の課題である老朽化施設の更新及び耐震化を計画的に推し進め、かつ、一層の経費削減に努めるよう必要な施策を講じられたい。